

広島城天守の木造復元に向けた基礎地盤及び石垣に関する調査・検討支援業務 基本仕様書

1 業務名

広島城天守の木造復元に向けた基礎地盤及び石垣に関する調査・検討支援業務

2 業務概要

広島城の天守群（大天守、東小天守、南小天守、東廊下及び南廊下をいう。以下同じ。）については、木造復元に向けて、現天守の解体及び天守群の復元等（「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日文化審議会文化財分科会決定）における「復元」及び「復元的整備」をいう。以下同じ。）において想定される様々な技術的課題等について、基礎的な調査・検討を行ったところである。

本業務は、これらの調査・検討結果を踏まえ、天守群の復元等における天守台及び小天守台の安定性並びに現天守の解体及び天守群の復元等に伴う石垣をはじめとする史跡の遺構（以下「文化財」という。）への影響の評価を目的として、基礎地盤及び石垣に関する検討等を行うものである。

3 業務期間

契約締結の日から令和11年3月23日まで

4 業務場所

広島城区域内（別紙のとおり。）

5 業務内容

(1) 必要な検討事項の整理

広島城における基礎地盤及び石垣に関するこれまでの調査・検討結果を踏まえ、地震時における基礎地盤及び石垣の挙動や液状化の可能性並びに現天守の解体及び天守群の復元等の工事に伴う基礎地盤及び石垣の挙動（リバウンド、沈下）など、天守群の復元等における天守台及び小天守台の安定性並びに現天守の解体及び天守群の復元等に伴う文化財への影響を評価するために必要な検討事項の整理を行う。

(2) 必要な調査内容の検討、調査業務の発注支援

5(1)の検討に当たり必要となる、ボーリング調査などの調査について、内容、方法、範囲（実施箇所）及び所要期間（スケジュール）等の検討を行う。併せて、仕様書の作成や見積書の徴取など、市が今後調査業務を発注するために必要な支援を行う。

（参考：本市において想定している調査業務の内容及び実施箇所）

ボーリング調査	天守台天端、本丸上段、本丸下段（腰曲輪）
平板載荷試験	本丸上段、本丸下段（腰曲輪）

※本業務には含まれない。

(3) 必要な検討事項の検討

5(2)にある調査業務の結果を踏まえ、個別要素法、有限要素法等の解析手法を用いて5(1)に関する検討を行う。

(4) 現天守の解体及び天守群の復元等に向けた今後の課題の整理

5(1)～(3)を踏まえ、今後、現天守の解体及び天守群の復元等の設計等を進めていく場合において調査・検討が必要と考えられる課題等について整理を行う。

(5) 各種会議等への出席及び運営支援

本件について、有識者により構成される検討会議を設置することとしており、その会議等に必要な資料及び議事録の作成など、運営の支援を行う。

なお、各会議等の開催頻度及び場所は、現時点で以下のとおり想定している。

会議の例	頻度※	場所
検討会議	年3回程度（資料作成・運営支援）	広島市
史跡広島城跡保存活用会議	年2回程度（資料作成・出席）	広島市

※頻度は、検討状況により増減の可能性がある。

6 成果物

(1) 成果物として、5の内容を整理した業務報告書等を作成し、提出すること。

ア 業務報告書

イ 概要版（調査・検討結果をA3サイズ、数枚程度に分かりやすく取りまとめたもの。）

ウ 業務記録書

エ その他関係資料

(2) 成果物は、電子媒体（HDDまたはSSDを原則とする。）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）で2部提出すること。

(3) 電子媒体の納品に当たっては、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

7 受注者に貸与する資料

(1) 広島城天守の復元等に関する技術的課題に係る調査・検討報告書（令和8年3月）

(2) 史跡広島城跡発掘調査支援業務 業務報告書（令和6年度、令和7年度）

(3) 史跡広島城跡石垣等調査・計測業務 業務報告書（令和5年度、令和6年度、令和7年度）

(4) 史跡広島城跡保存活用計画（令和6年10月）

(5) 広島城天守木造復元資料集（令和5年3月）

(6) 広島城小天守台等石垣現況調査業務 調査結果（令和5年3月）

(7) 広島城天守台石垣現況調査業務 調査結果（令和4年3月）

(8) 広島城天守閣木造復元基礎調査追加業務 報告書（令和3年3月）

(9) 広島城天守閣木造復元基礎調査業務 報告書（令和3年3月）

(10) 広島城天守閣地質調査業務 報告書（平成31年3月）

(11) 史跡広島城跡整備基本計画（平成元年3月）

(12) その他必要となる資料について協議の上、貸与する。

8 留意事項

(1) 広島城区域の大部分は国の史跡「広島城跡」に指定されていることから、当該史跡の本質的価値を理解する上で不可欠な文化財の保存に十分配慮するとともに、文化財への影響の検討や予測に当たっては、可能な限り科学的・定量的な手法を用いること。

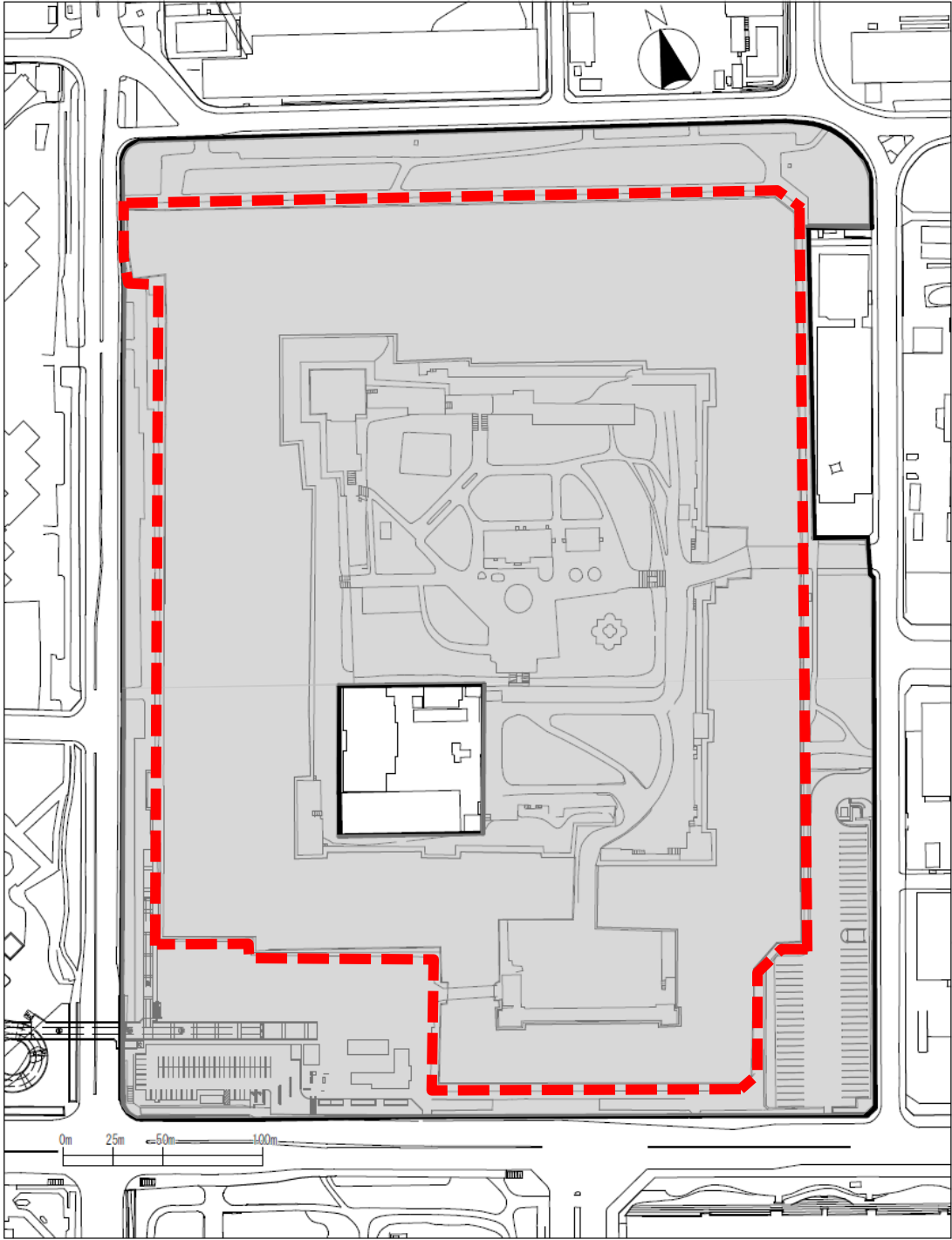
(2) 受注者は、発注者と十分に協議の上、業務を遂行しなければならない。

(3) 文化財に関連する内容に関しては、発注者の要請に応じて広島市市民局文化スポーツ部文化振興課文化財担当との協議に同席すること。なお、調査内容によっては、文化財保存や史跡整備の観点から実施に当たり事前の調整が必要となる場合があるため、早めに協議を行うこと。

(4) 業務に当たっては、貸与する資料はもとより、これまでの関係する会議等の内容についても十分に踏まえて実施すること。

(5) 打合せは、基本的に1か月に1回の頻度で実施するが、協議の上、発注者が必要と判断した場合は随時実施する。

- (6) 打合せ、関係機関等との協議、関係者へのヒアリング等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し提出すること。
- (7) 受注者は、本業務に関連する他業務との綿密な連携を図るための発注者の内部調整等に協力しなければならない。
- (8) 発注者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、協議に応じること。
- (9) 受注者は業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告・協議を行い、その指示を受けること。
- (10) 本業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- (11) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。
- (12) 本業務における成果物及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、全て発注者に帰属する。
- (13) 受注者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して損害賠償させる場合がある。



広島城区域



史跡広島城跡指定範囲